

【地方分権改革推進委員会第3次勧告】

平成21年10月7日

《都市計画に対する国・都道府県の関与》

※地方要望分

- ・都道府県の都市計画に関する国土交通大臣の同意を要する協議は、都市再生特別地区、一般国道、一級河川等を除き、同意を要しない協議とする。
- ・市の都市計画に関する都道府県の同意を要する協議を同意を要しない協議とする。
- ・農林水産大臣への協議は、一部を除き廃止する。

《都市計画の策定及びその内容》

- ・都市計画の策定及びその内容の義務付けを見直す。

等

【地方分権改革推進委員会第1次勧告】

平成20年5月28日

《新たに市決定とすべき主な都市計画》

- ・三大都市圏の用途地域等（特別区を除く）
- ・4車線以上の市町村道

等

《新たに指定都市決定とすべき主な都市計画》

- ・都市計画区域マスタープラン
- ・区域区分
- ・一般国道、高速自動車国道

等

《開発許可・建築許可》

- ・すべての市へ移譲

《都市計画事業認可》

- ・都市計画決定権者へ移譲

【地方分権改革推進計画】

(平成21年12月15日閣議決定)

【地域主権改革一括法】(通常国会提出・継続審議)

《都市計画に対する国・都道府県の関与》

- ・三大都市圏等の大都市(特定区域)における都道府県の都市計画に関する国土交通大臣の同意付き協議を廃止する。
- ・市の都市計画に関する都道府県の同意を要する協議を同意を要しない協議とする。

【地域主権戦略大綱】(平成22年6月22日閣議決定)

(※来年通常国会に一括法案を提出予定)

《都市計画の策定及びその内容》

- ・都市計画の策定及びその内容の義務付け規定を見直す。

《新たに市町村決定とすべき主な都市計画》

- ・三大都市圏等の用途地域等（特別区を除く）
- ・4車線以上の市町村道
- ・大規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業等

等

《新たに指定都市決定とすべき主な都市計画》

- ・区域区分(都市計画区域マスタープランを都道府県で定めることが前提)
- ・一般国道、高速自動車国道

等

《建築許可》

- ・すべての市へ移譲

《開発許可》《都市計画事業認可》

- ・記載無し。
→ 引き続き、国・都道府県又は指定都市等に存置。

地域主権改革一括法の施行後の広域調整のあり方

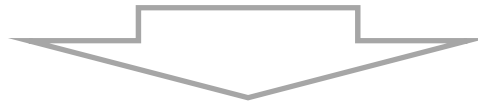
1. 都市計画法の改正経緯

【まちづくり三法の見直し(平成18年)における都市計画法の一部改正】

大規模集客施設の立地等に関する広域調整を確保するため、都道府県と市町村の協議手続において、都道府県知事が関係市町村から意見の聴取等を行うことができることとされた。

【地域主権改革一括法における都市計画法の一部改正】(通常国会提出・継続審議)

都市計画決定に関する市の自主性を高めつつ、関係市町村との調整を確保する観点から、市の都市計画決定に関する都道府県知事の同意を要する協議を同意を要しない協議とする。



2. 対応の方向性

都道府県と市町村の協議の形骸化を防ぎ、引き続き広域調整機能を確保することが必要。

⇒【都市計画運用指針による対応を検討】

【協議ルールの策定】

市町村と都道府県知事による協議プロセスの透明化、実質化、円滑化等を図るため、市町村と都道府県による協議ルールを策定

- ・ 事前協議の活用による調整の円滑化
- ・ 十分かつ必要最小限の協議期間の設定による適切な時間管理

【措置の求め】

都道府県の市町村に対する柔軟かつ適切な「措置の求め」及び市町村から都道府県に対する案の「申出」の活用による相互の意思疎通の向上

1. 義務付け・枠付けの見直し等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を定めているいわゆる「義務付け・枠付け」の規定について、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止、努力義務化等の見直しを行うもの。

【例】

- (1) 計画の策定を義務付ける規定 → 廃止、「できる」規定化又は努力義務化
- (2) 計画の内容を義務付ける規定 → 廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化
- (3) 都市計画の縦覧の方法に係る規定 → 廃止又は例示化

2. 基礎自治体への権限移譲

地方分権改革推進委員会第1次勧告に掲げられた事務について、次のように措置。

【都市計画決定権限について】

(1) 都道府県から市町村へ決定権限を移譲する都市計画

- ・三大都市圏等の都市計画区域における用途地域等(特別区を除く。)
- ・4車線以上のその他の道路、10ヘクタール以上の公園、緑地等(国又は都道府県が設置するものを除く。)
- ・50ヘクタールを超える土地区画整理事業、3ヘクタールを超える市街地再開発事業等(国、都道府県等が施行するものを除く。) 等

(2) 都道府県から指定都市へ決定権限を移譲する都市計画

- ・区域区分
- ・都市再開発方針等
- ・高速自動車国道及び一般国道

【建築許可等について】

現在都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等については、すべての市へ移譲する。

3. 今後のスケジュール

上記の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

都市計画決定権限及び関与の見直し（例：線引き・用途地域・道路）

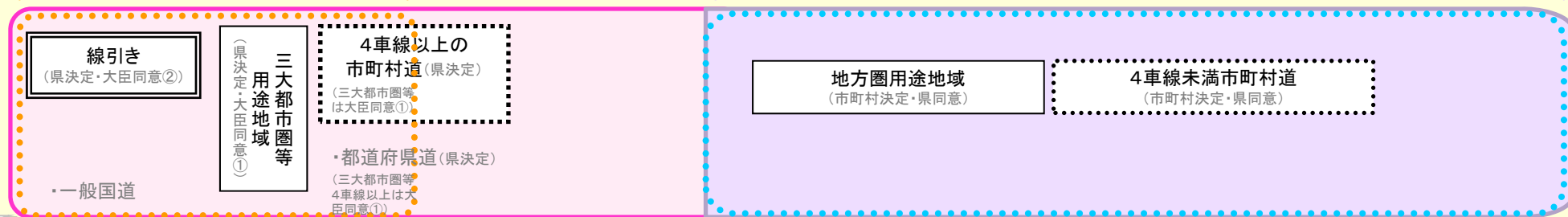
○現行制度

広域・根幹的都市計画（線引き、一の市町村の区域を超える地域地区、4車線以上道路等）に限り、関係市町村の意見を聴き、**都道府県が決定**（年間決定変更件数の2割）

左記以外の都市計画は、すべて**市町村が決定**（年間決定変更件数の8割）

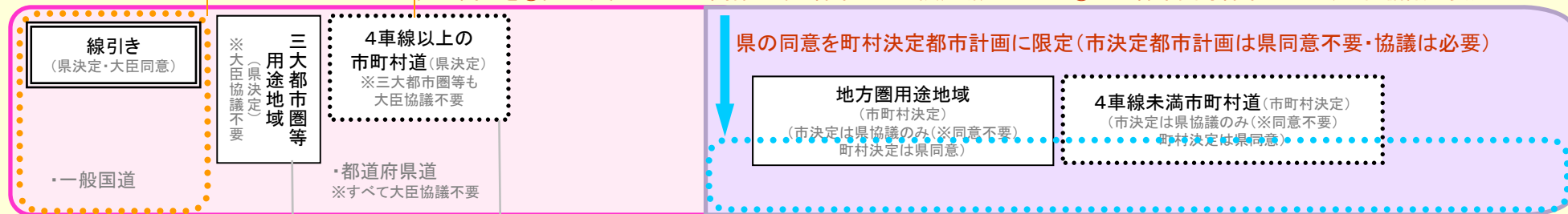
都道府県（知事）の同意が必要（地区計画の一部事項、軽易な変更を除く。）

うち、①三大都市圏等大都市における都市計画、
②国の利害に重大な関係のある都市計画に限り、**国（国土交通大臣）の同意が必要**

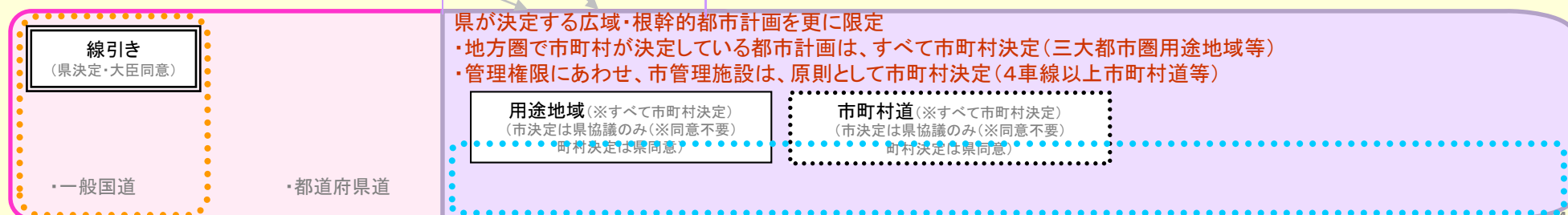


○地域主権改革一括法（通常国会に提出、継続審議）による改正後：国・都道府県関与の縮減 改正法公布から3月で施行

国の関与を②国の利害に重大な関係のある都市計画に限定（該当しない①三大都市圏等都市計画は、大臣協議不要）



○地域主権戦略大綱への対応：決定権限の都道府県から市町村への移譲 23年度以降に実施見込み



※地域主権戦略大綱：地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）等を踏まえ、平成22年6月に閣議決定。

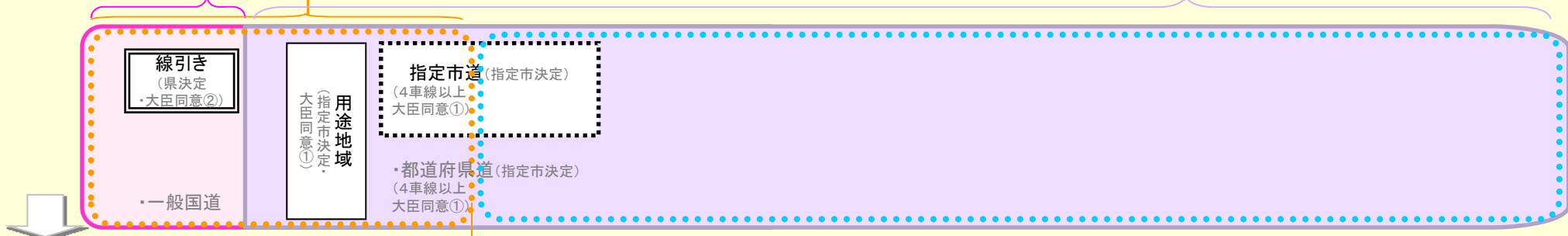
○現行制度

指定市以外では都道府県が決定する広域・根幹的都市計画(線引き、一の市町村の区域を超える地域地区、4車線以上道路等)のうち、指定市を超える広域的な都市計画に限り、指定市等関係市町村の意見を聴き都道府県が決定、その他は指定市が決定

左記以外の都市計画は、すべて指定市が決定

国の同意を要するものを除き、原則として、都道府県(知事)の同意が必要

うち、①三大都市圏等大都市における都市計画、
②国の利害に重大な関係のある都市計画
に限り、国(国土交通大臣)の同意が必要
(指定市決定の場合、都道府県意見の聴取・国の同意)

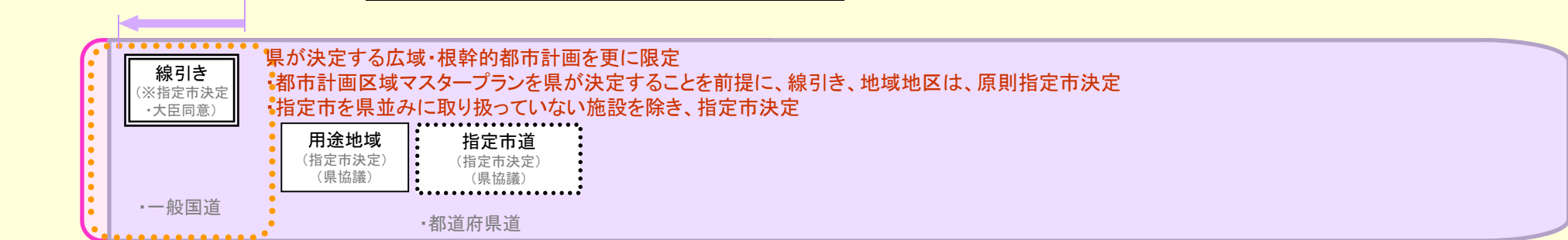


○地域主権改革一括法(通常国会に提出、継続審議)による改正後:国・都道府県関与の縮減 改正法公布から3月で施行

国の関与を②国の利害に重大な関係のある都市計画に限定(該当しない①三大都市圏等都市計画は、大臣協議不要)



○地域主権戦略大綱への対応:決定権限の都道府県から指定市への移譲 23年度以降に実施見込み



※地域主権戦略大綱:地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)等を踏まえ、平成22年6月に閣議決定。